

<家畜共済重要事項説明書>

この説明書は、家畜共済へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要事項です。

次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、また、共済関係を解除することがありますので、ご了解のうえ、加入申込書を提出いただきますようお願い申し上げます。また、この説明書でご不明な点や詳細については農業共済組合（NOSA I）にお問い合わせください。

- 1 通常すべき飼養管理、その他損害防止処置を怠った場合及び損害防止処置について組合の指示に従わなかった場合。
- 2 加入申込みの際等に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- 3 加入申込みの際すでに疾病にかかっていたり、傷害を受けているにもかかわらずこれを通知しない場合。
- 4 継続加入の際、包括共済関係につき、対象となる共済事故についての変更があったとき、新たに対象となる損害がその変更前に生じていた疾病もしくは傷害またはその原因が生じていた疾病もしくは傷害によって生じた場合。
- 5 正当な理由がないのに、払込期日もしくは猶予期間までに掛金の払込みが遅れた場合。
- 6 事故発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- 7 個体識別情報の登録が著しく遅延、または登録の指導に従わない場合。
- 8 組合の財務状況によっては、共済金の支払いについて削減される場合があります。